

○下田臨海実験センター船舶等利用細則

〔平成22年4月1日
下田臨海実験センター部局細則第3号〕

改正 平成22年下田臨海実験センター部局細則第5号
平成27年下田臨海実験センター部局細則第1号
平成27年下田臨海実験センター部局細則第2号
平成29年下田臨海実験センター部局細則第3号
令和2年下田臨海実験センター部局細則第1号

下田臨海実験センター船舶等利用細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、下田臨海実験センター細則(平成22年下田臨海実験センター部局細則第1号)第8条の規定に基づき、下田臨海実験センター(以下「センター」という。)が所有する船舶(つくばⅡ)及びダイビング用品並びに宿泊施設(以下「船舶等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、研究、教育その他筑波大学(以下「本学」という。)の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他下田臨海実験センター長(以下「センター長」という。)が適当と認める者

(利用の手続)

第4条 船舶等を利用しようとする者は、利用の2週間前までに、所定の利用申込書を提出し、センター長の許可を受けなければならない。

(利用者の義務)

第5条 船舶等を利用する者(以下「利用者」という。)は、別に定める利用規約を遵守し、常に良好な状態を保つよう努めなければならない。

2 利用者は、船舶等の利用について、センターの職員の指示に従わなければならない。

3 利用者は、故意又は重大な過失により、船舶等を損傷し、又は紛失したときは、その損傷に相当する費用を弁償しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 利用者が、この部局細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、利用の途中であっても、当該利用の許可を取り消すことができる。

(経費の負担)

第7条 利用者が、船舶等を利用する場合は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 利用者の都合により利用を取り消した場合は、納付した利用料は返付しない。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めるときは、利用料の一部又は全部を負担させないことがある。

(経費の負担方法)

第8条 前条に規定する経費の負担方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1)現金

(2)国立大学法人筑波大学財務規則(平成16年法人規則第9号)第27条第2項に定める支出予算区分の支出予算で負担する場合は、当該予算の振替によること

(3)前号以外の場合は、国立大学法人筑波大学出納命令役の発する請求書によること

(その他)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、船舶等の利用に関し必要な事項は下田臨海実験センター運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平 22.9.6 下田臨海実験センター部局細則第 5 号)

この部局細則は、平成22年9月6日から施行し、改正後の下田臨海実験センター船舶等利用細則の規定

は、同年9月1日から適用する。

附 則(平 27.3.20 下田臨海実験センター部局細則第 1 号)

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平 27.10.15 下田臨海実験センター部局細則第 2 号)

この部局細則は、平成27年10月15日から施行する。

附 則(平 29.3.30 下田臨海実験センター部局細則第 3 号)

この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この部局細則は、令和2年 8 月1日から施行する。

附 則(令 2.8.1 下田臨海実験センター部局細則第 1 号)

別表（第7条関係）

項 目		利 用 料	
船 舶	つくばⅡ	1時間あたり	6,000 円
宿泊施設	教職員・学生・その他一般	1泊あたり	1,700 円
	学生(3泊以上)	1泊あたり	1,000 円
	本学の学生(3ヶ月以上)	1泊あたり	500 円
式根島ステーション	教職員・学生・その他一般	1泊あたり	700 円